

平成 2 6 年 第 2 回

福生病院組合議会定例会会議録

平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日 (火)

平成25年第2回福生病院組合議会定例会

- 1 招集年月日 平成26年11月11日(火)
- 2 招集場所 公立福生病院2階大会議場
- 3 会議時間 午後12時58分から午後3時04分まで
- 4 出席議員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小山 典男 | 2番 | 尾作 武夫 |
| 3番 | 谷 四男美 | 4番 | 馳平 耕三 |
| 5番 | 富永 訓正 | 6番 | 橋本 弘山 |
| 7番 | 堀 雄一朗 | 8番 | 串田 金八 |
| 9番 | 杉山 行男 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|-------------|--------|
| 管理者 (福生市長) | 加藤 育男 |
| 副管理者 (羽村市長) | 並木 心 |
| 副管理者 (瑞穂町長) | 石塚幸右衛門 |
- 7 職務のため出席した事務局職員の氏名
- | | |
|----------------------|-------|
| 院 長 | 諸角 強英 |
| 副 院 長 | 松山 健 |
| 事 務 長 | 川野 治男 |
| 看 護 部 長 | 小口 明美 |
| 監 査 委 員 | 川邊慶之助 |
| 事 務 次 長 | 鈴木 昌行 |
| 庶 務 課 長 | 田中 繁生 |
| 経 理 課 長 | 山内 一寿 |
| 医 事 課 長 | 軽部 徹 |
| 経営改善・進行管理
担 当 主 幹 | 島田 三成 |
| 医 事 課 長 補 佐 | 井口 武 |

8 職務のため出席した組織市町職員の氏名

福生市福祉保健部長	森田 秀司
福生市健康課長	高橋 邦彦
羽村市福祉健康部長	雨倉 久行
羽村市健康課長	野村由紀子
瑞穂町福祉部長	村野 香月
瑞穂町健康課長	福井 啓文

平成26年第2回福生病院組合議会定例会議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程 第 2 会期の決定について
- (管理者あいさつ)
- 日 程 第 3 一般質問
- 日 程 第 4 議案第4号 福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 5 議案第5号 平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について
- 日 程 第 6 議案第6号 平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定について
- 日 程 第 7 議案第7号 平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 8 議員提出議案第1号 福生病院組合議会会議規則の一部を変更する規則

午後 2 時 1 4 分 開会

議長（橋本弘山君） それでは、関係者皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

開会前に皆様へのお願いがございます。本会議で質問及び答弁を行う際には、マイクのスイッチのオン・オフ、起立での質問及び答弁をお願いいたします。

本日は、平成 26 年第 2 回福生病院組合議会定例会の開催を通知しましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成 26 年第 2 回福生病院組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長（橋本弘山君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、福生病院組合議会会議規則第 93 条の規定により、議長において、8 番串田金八議員並びに 9 番杉山行男議員を指名いたします。

議長（橋本弘山君） 日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期は本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長（橋本弘山君） この際、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。加藤育男管理者。

管理者（加藤育男君） 本日は、先に全員協議会、そして平成 26 年第 2 回福生病院組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員各位をはじめ、関係者の皆様のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日ごろから当組合の運営に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は 4 月に診療報酬の改定がございました。団塊の世代が後期高齢者の 75 歳となる、いわゆる 2025 年問題を背景に、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図るため、入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実などに取り組む骨太の方針のもとに改定をされました。

今回の診療報酬の改定率は、プラス 0.1% でしたが、消費税引き上げへの対応分が含まれているため、実質マイナス 1.26% と厳しい改定率となりました。

社会保障審議会の基本方針に沿った今回の改定は、病床全体の約 40% を占める、患者 7 人に対して看護師 1 人を配置する「7 対 1」病床の削減、また、在宅医療の拡充を図

る主治医の新設など、医療機関の機能分化を促し、膨張する医療費の抑制を目指すものでございます。医療機関にとっては、経営のさらなる効率化が求められております。

さらに10月、厚生労働省は、75歳以上が加入する後期高齢者制度について、低所得者の保険料を最大9割軽減する特例措置を、平成28年度から段階的に廃止する方針を明らかにいたしました。現役世代との公平性の視点から、高齢者にも応分の負担を求める姿勢が示されました。

このような社会情勢の中、公立福生病院の状況は、常勤医師の退職及び病気休暇による現有勢力の減、特に産婦人科においては、全員協議会でご報告をいたしましたが大変厳しい状況でございます。

また、入院及び外来診療につきましては、昨年度と今年度の4月から8月末までの5カ月間の同時期を比較いたしましたところ、前年度の入院患者数、1日当たり228.3人に対し、今年度は220.7人と、1日当たり7.6人の減となっております。また、外来患者数につきましても、前年度は1日当たり840.9人に対し、今年度は822.5人と、1日当たりで18.4人の減となっております。

しかしながら、平均単価の増により、入院及び外来の収入を合算した医業収益につきましては、前年度8月末までの合計が26億4,931万余円であったのに対し、今年度は27億1,440万余円と6,509万余円の増収となっております。

8月末現在の黒字計上は喜ばしいものではございますが、これは現時点での推計であることを自覚し、一時の黒字計上に気を緩めることなく、引き続き医師の確保に努め、医療体制の充実を図り、なお一層の病院事業経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成25年度の決算について、若干ご報告をさせていただきます。

初めに、平成25年度の診療実績でございますが、入院患者は延べ8万4,775人で、前年度比1.8%の減、外来患者は延べ20万7,636人で、前年度比プラス2.9%の増となりました。

決算では、収益的収入及び支出における病院事業収益は78億1,631万余円で、前年度比較2.3%の増収となっておりますが、病院事業費用が84億8,689万余円でありましたので、6億7,057万余円の当年度純損失となっております。

次に、資本的収入及び支出といたしましては、収入が7億3,182万円で、支出が7億7,795万余円となり、不足する額4,613万余円につきましては、損益勘定留保資金などで補填をしております。

さて、本日ご審議いただきます案件は、「福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をはじめ「平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について」、「平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定について」とほか2件の計5件となっております。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定並びにご認定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（橋本弘山君） 以上で、管理者の発言は終わりました。

議長（橋本弘山君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告をいただいておりますので、順次発言を許します。7番堀雄一郎議員。

7番（堀 雄一郎君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めの携帯電話等の使用について。

総務省は、電波環境協議会における「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針等」の公表を本年8月19日に行い、医療機関における携帯電話等使用の新たな合理的ルール定めることを勧めています。このことについての意見をお伺いします。

まず、1点目、携帯電話等の新たな使用エリアの考え方について。

第二世代の携帯電話サービスの廃止による携帯電話の電波出力の低下、医療機器の電磁的耐性に関する性能の向上等、携帯電話と医療機器に関連する状況が大きく変化してきたことから、待合室や病室での使用は可能というのが新指針というふうに伺っています。

医療機関においては、使用可能エリア・通話禁止エリア、携帯の電源OFFエリア等の設定を院内に掲示することが推奨されています。

携帯電話端末等の使用ルールの制定に関する所見をお伺いします。

2項目めの入院患者の家族向け駐車場利用料金についてお伺いします。

入院患者の家族が、病状・手術の説明、あるいは手術・お見舞い等で来院した際の駐車場利用料金の割引ということについて別途定めている医療機関もございます。駐車場の利用料金の設定についてのお考えをお聞きしたいと思います。

入院患者家族用パスカード（入院患者の家族割引証）について。

福生病院の駐車場の利用料金設定には、外来患者さん、お見舞いの方、障がい者手帳をお持ちの方、それ以外の方の4通りの利用料金の設定があります。入院患者のご家族が繰り返しの来院や長時間付き添うことになった際、利用料金の割引をしていただくと助かるとの声があります。

福生病院では、患者さんのご家族はお見舞いの方扱いになっているのではないかと伺いますが、他の医療機関を調べてみますと、入院患者の家族向け割引を行っているところも複数ございました。

さまざまな方法があると思いますが、一例を挙げますと、希望するご家族に1日200円で出入り自由な「入院患者家族用パスカード」というものを、入院患者さん1名につき1枚発行するといったやり方などもあります。

入院患者の家族向け利用料金の設定、あるいは割引制度の設定について、所見をお伺いします。

議長（橋本弘山君） 加藤管理者。

管理者（加藤育男君） それでは、堀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1項目め、「携帯電話等の使用について」、新たな使用エリアの考え方についてでございます。

携帯電話等の使用については、「医療機器の電磁的耐性に関する薬事法」に基づく規

制、平成9年に公表された国及び関係民間団体、学識経験者で構成される電波環境協議会の指針などを勘案し、各医療機関において独自にルールが定められてまいりました。

一方、携帯電話等の日常生活への浸透、医療機器の電磁的耐性に関する性能向上など状況は大きく変化したため、一定の安全対策を行うことを前提に携帯電話等の効果的な活用が課題となっております。

このため、電波環境協議会では、本年1月より、新たな指針の作成に向けた検討を始め、8月19日には「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」を公表いたしました。指針は、医療機関において携帯電話等の使用ルールを制定する際の考え方について示したものでございます。

福生病院においても、この指針を踏まえ、院内の携帯電話等の使用に関する新たなルールづくりを検討しているところでございます。現在、院内で携帯電話等を使用できる場所は、1階から3階に設置されている携帯電話コーナーと、4階から7階までのエレベーターホールと個室でございます。その範囲を拡大し、待合室や病室等でも使用できるように、関係部署と最終的な調整をしております。早急に新たなルールをつくり、周知していきたいと考えております。

それでは、2項目めの「入院患者の家族向け駐車場利用料金について」、入院患者の家族用パスカード等の割引制度についてでございます。

当院の駐車場の使用料は、近隣の公立病院の駐車場の使用料を参考に、受益者負担の原則をもとに定められたものでございます。

使用料は、主に診療に来られた外来患者を対象としたものと、お見舞いに来られた方を対象としたものとに区分されます。外来患者を対象とした使用料は、30分までは無料、30分を超え4時間までが100円、4時間を超えるものについては1時間ごとに100円が加算されます。お見舞いに来られた方を対象としたものは、30分までは無料、30分を超え1時間までが100円、1時間を超えるものについては1時間ごとに100円が加算されます。

これらの料金は、平均的な診察の待ち時間、お見舞い時間等を考慮し、設定されたもので、入院患者のお見舞いに来られるご家族に対しての割引制度は、現在のところ、ございません。

一方、お見舞いに来られる方に対しては、入院患者さん並びに同室の方の安静や診療の妨げにならないよう、療養環境の維持や感染予防の観点から、短時間での面会をお願いしているところでございます。

以上のことを踏まえますと、お見舞いの方を対象とした現行の駐車時間の設定及び使用料は、現段階では適切であると考えておりますが、入院患者の家族の皆様には、手術等で長時間待機することもありますので、そのことに関しましては割引等について検討していきたいと考えております。

以上、堀議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 7番堀議員。

7番（堀 雄一朗君） それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1項目めの携帯電話等の新たな使用エリアについての考え方についてなんですけれども、今、いろいろ検討していくということでお話を伺いましたが、ちょっと翻ってといいますか、現在の状況はご説明いただきましたけれど、これまで携帯電話の使用による医療機器への影響について、何か当院では事例等あったことがあるんでしょうかということについてちょっと1点お聞きしてみたいと思います。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 携帯電話が医療機器に対して何か影響があったかというご質問ですけれども、そういう点は今のところございません。今まで事例はございません。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） あとは、医療機器にも電磁両立性規格というのがあるそうなんですけれども、一般的に医療機器も経過年数等があって、おのずと対応してきていると。携帯電話が世代が代わったように、対応力が上がっているはずだということでの話なんですけれども、携帯電話端末と医療機器等の距離に、離隔距離というそうなんですけど、それについての定めということを示すという考え方もあって、そのようなことは当院ではどのようにされているか。

また、具体的には、1メートル以上離すというのが一つの考え方で、医療機器との距離というのを考えるというのがあるようなんですが、どのようにその点についてはお考えになっているかお聞きしたいと思います。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 当院で今、考えている案でございますが、離隔距離につきましては1メートルで考えてございます。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） それでは、現在、既に無線通信システムというのを院内でもいろいろと利用されているのではないかとこのように想像しているところなんですけど、例えば、パソコンですとか、あるいはPHSを使われる方もいるのかもしれないですけど、その辺の状況、当院ではどのようになっているのか。あと、現状の様子というののどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

議長（橋本弘山君） 軽部医事課長。

医事課長（軽部 徹君） 無線の関係ですけれども、まず、第1に電子カルテのノートパソコンなど可動式のものが無線を利用してあります。各病棟ですと10台から12台ぐらい。これがモバイル型の無線のものですとWi-Fi等ありますけれども、これについては、近くで持ち込みますと電波が減衰するという障害が起きます。

ですから、今計画している中では、そういうところに関与しないところについて携帯を使えるようにというような考え方をしております。

PHSにつきましてなんですけれども、院内のスタッフが使用している携帯電話はPHSを使用しており、障害は発生しません。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） では、現在、さまざまなそういったWi Fiを使っていたり、あるいはPHSなどを使われているということで了解しました。

またこういったものを管理するっていうんですか、エレクトロ・マグネチック・コンパテビリティっていうんですか、EMC管理者というのを設置するという考え方があるみたいなんですけれども、いわゆる電波の影響をいろいろと管理する、全体を見るっていう、そういう管理者設置みたいなことについては、これから考えはどうなんでしょうか。ありますでしょうか。

今後もしいろいろと無線通信を使ったいろんな機器の導入等もまだあるんじゃないかというふうにちょっと思っているところがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 今回の指針の中では、EMC体制の強化ということで挙げられてございます。

そういうことで適任な方は臨床工学技士等が適任の方でございまして。そちらの方に担当ということ兼任していただくことを今のところ考えてございます。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） わかりました。では、いろいろと対応していただけるということで。

携帯電話の使用に関しては、緊急時の連絡または患者さんの家族とのやり取り等でいろいろと利便性が高まった方が喜ばれているということで、特にそれによる弊害よりは、マナー等が守られればメリットがあるようですので、しっかりとルールを定めて今後活かしていただければと思います。

では、次の2項目めの再質問に移らせていただきます。

入院患者の家族向け駐車場利用料金について、今、お見舞い等も含めていろいろと近隣の公立病院等を参考にしながら決めてきたが、入院患者って長時間にわたる家族の必要なケースがあった場合等についての割引も検討していただけるということで、ありがたいと思います。

実際には、数は多くないのかもしれないんですけども、当院でも長時間家族に付き添っていただく必要性が出るのが時々生じているようでして、そういった際に、駐車場料金、意外に高額になったりとかそういうこともあるようで、そういう声がありましたので、今後検討していただければと思って質問させていただきました。

この件については、検討の中身については何かお考えが今あればお聞きしたいと思うんですけども、参考になるものがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 検討の具体的な中身ということでございますが、近隣の病院等、あと全国でもお見舞い等の家族で利用者の割引をしているところがございまして。そ

こちらを参考にしながら、具体的に申しますと、手術などで長時間付き添うような場合ですとか、そこら辺を割引制度を創設したりとかいうことを考えてございます。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） わかりました。

じゃあ、今検討中ということで、いろいろご覧になっているということですので、その点については全体のバランスを見ながら考えていただけるのだと思いますので、よろしくをお願いします。

では、以上で終わります。

議長（橋本弘山君） 次に、5番富永訓正議員。

5番（富永訓正君） それでは、通告書に従いまして2項目の一般質問をさせていただきます。

初めに1項目め、患者満足度アンケートについてお聞きします。

当院では、入院、外来患者の方を対象に本年6月、患者満足度アンケート調査が実施されたということでございます。そのことについてお聞きいたします。

（1）アンケート調査を行った背景、経緯をお聞きします。

（2）その結果から、どのようなことが明らかになったのかお伺いいたします。

（3）アンケート結果に基づき、どのような対応が必要と考え、どう実行していくのかということをお伺いいたします。

続きまして、2項目め、中・高生を対象にした「医療体験セミナー」の実施をということについてお聞きいたします。

以前より、医師や看護師をはじめ医療技術者の不足が指摘されているところでございます。人材がいなければ地域医療の維持は困難になり、また、医療の進歩に伴い、ますます専門の人材が求められているという現状がございます。

実際の医療現場での見学・体験を通じて医療の仕事に興味を持ち、理解を深め、将来、医療職を目指したいと考えられるような、あるいはそのように考えている生徒の意欲をさらに育むためにも、福生市、羽村市、瑞穂町に在住、在学している中学生、高校生等を対象とした「医療体験セミナー」を開催し、将来の地域医療に携わる人材の育成につなげるための取り組みが必要ではないかとの観点から、以下、質問いたします。

（1）生徒を対象にした「院内見学会」等について。

過去に生徒等を対象とした実施例はあるか、お伺いします。

その内容はどのようなものだったのか、お聞きします。

参加者からは、感想、意見など、どのような声があったのか、お伺いいたします。

（2）講義をはじめ医療機器の操作、研修用人体模型などを活用した模擬的な医療行為などの体験型の「医療体験セミナー」等を実施してはどうでしょうか。

以上のことについてお伺いいたします。

議長（橋本弘山君） 加藤管理者。

管理者（加藤育男君） 富永議員のご質問にお答えをいたします。

1 項目め、「患者満足度アンケート」についての 1 点目、調査を行った背景、経緯についてでございます。

福生病院では、基本方針の一つ、患者中心の医療を実現するために、ご意見箱を設置し、患者の皆様からご意見をいただき、運営に活かしております。この方法では、投書されない方のご意見が反映されず、投書した方のみのご意見となります。また、特定の方の投書や特定の事案に対する投書など内容に偏りも見られます。そのため、できるだけ多くのご意見をいただくことを目指して、本年 6 月の入院・外来の患者の皆様全員を対象に「患者満足度アンケート」を初めて実施をいたしました。

次に、2 点目の「結果からどのようなことが明らかになったか」につきましては、総合評価項目の「全体として、この病院に満足していますか」の問いに対して、普通を含めた標準以上の評価では、入院 97.3%、外来 96.5%と、多くの方から一定以上の評価をいただきました。しかしながら、入院回収率が 28.3%と低い結果となった点や、個別の評価項目で「外来の待ち時間が長い」との回答が多かった点につきましては、課題として捉えております。

次に、3 点目の「どのような対応が必要と考え、どう実行したか」でございますが、入院回収率につきましては、入院時に調査用紙をお渡ししたことが要因と思われるので、次回は退院時に調査を行うなど、回収率向上へ向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

また、待ち時間につきましては、受付、会計については、職員配置を変え、混雑時の待ち時間を約 20 分から 5 分程度に短縮いたしました。診察の待ち時間については、医師の確保など多様な課題がございますので、継続して検討をいたしております。

今後、この調査は、毎年定期的の実施し、結果をホームページ等に公表するとともに、PDCA サイクルによる業務改善を実践し、より一層、患者サービスの向上に努めてまいります。

次に、2 項目めの「中・高校生を対象とした医療体験セミナーの実施を」でございますが、1 点目の生徒を対象とした「院内見学会等について」と、2 点目の「模擬的な医療行為を体験する医療体験セミナー等の実施について」でございますが、関連性がございましたので、まとめて答弁をさせていただきます。

院内見学会や医療体験セミナー等の中・高校生対象の事業につきましては、将来、医療職を目指すきっかけとなるもので、非常に意義のある取り組みと捉えております。しかし、その事業目的から、東京都等の行政が主体となって行うもので、病院といたしましては、事業の実現に向けて、でき得限りの協力をしていくものと考えております。

このため、公立福生病院といたしましては、このような取り組みは実施しておりませんが、看護師につきましては、東京都福祉保健局が看護に対する理解と関心を深め、進路選択の参考となるように、都内の医療機関等で「1 日看護体験学習」を実施しております。当院としましても、毎年協力し、平成 25 年度は 7 名の高校生を受け入れました。

内容でございますが、体温・血圧測定、車いすの介助等の看護の模擬体験と看護師との懇談会を行いました。

参加者からの感想につきましては、「今日の体験で看護への関心が強くなった。看護師を受験したい」「看護をして、ありがとうと感謝の言葉をかけられた時の喜びは忘れない。将来の進路につなげていきたい」等のご意見がございました。

このようなことから、東京都の主催する「1日看護体験学習」への協力は今後も継続してまいります。当院が医療体験セミナー等の事業を主催することは考えておりません。

以上で、富永議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 富永議員。

5番（富永訓正君） それでは、2項目について再質問をさせていただきます。

初めに、患者満足度アンケートについてなんですけれども、先ほどご答弁にもございました。入院患者さんの97.3%、外来患者さんの96.5%の方から一定以上の評価をいただいたということでありました。安心した結果だと思われそうです。

今回初めてアンケートを実施されたということでもございましたけれども、今後も引き続き毎年実施していくというお考えもお聞きしました。確かに、この当院に対して患者さんがどのように思っているのかということ把握するということは、病院の運営にとっても大変参考になる大事なデータの一つになるものだというふうに思いますので、ぜひ今後ともアンケートを継続的に実施していただきたいと思いますというふうに思います。

また、入院患者さんの関係なんですけれども、病棟のデイルームにアンケートの回収箱を設置したということもあるかと思いますが、先ほどご答弁にもありましたように、入院患者さんの回収率がちょっと低かったということで、今後、退院時に行うということでございましたけれども、また、少数ですけれども、アンケートの各項目で「不満」や「大変不満」という患者さんが少数ですけれども、いらっしゃいました。それと、先ほど出ましたけれども、外来患者さんの待ち時間ということで課題があるようですが、当然、この辺の原因分析はされていると思いますが、患者さんの満足度がさらに上がるような病院経営をして、このアンケート結果を活かしていただきたいと思います。その点についてお話を伺いたいと思います。

議長（橋本弘山君） 軽部医事課長。

医事課長（軽部 徹君） 患者満足度調査ですけれども、先ほどもご説明がありまじょうに、毎年実施して病院経営の改善に取り組んでいきたいと思っております。

その中で、今回、細かいクレーム、また大きな問題で待ち時間がありました。受付、診察、清算、それぞれに待ち時間が発生する場合がありますが、このうち診療待ち時間を解消するためには、診療能力の向上を図るか、予約を下回るように患者を減らす必要があります。診療能力を向上させるには、医師確保や外来診察室のキャパシティの問題もあります。患者さんを減らしますと、患者さんの受診機会を失うことにもなりますので苦情も多くなります。今回は、待ち時間の中でも受付と清算・会計の方を改善いたしました。

今後、診察の待ち時間につきましては、連携の促進等を含めまして、時間をかけて取り組んでいくこととなります。

その他のご意見や問題につきましては、今現在、まとめております。次回行うまでに改善できるもの、できないものを精査いたしまして取り組んでいきたいと思っております。次回実施後に公表するときには、その取り組み状況等も患者様に情報を提供してご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（橋本弘山君） 富永議員。

5 番（富永訓正君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の2項目めに移ります。

実は、兵庫県丹波市の柏原赤十字病院というところで、昨年8月、中学生16人が参加して実際に医療体験セミナーを実施しております。本物の胃カメラや救急機器の操作など本格的な内容を、参加した生徒の皆さんは大変満足され、医療現場で働くために勉強を頑張りたいとか、夢を追いかけたい気持ちがさらに高まったなどの感想が寄せられたということでした。

また、その病院でも関係者の皆さんからも好評で、体験セミナーを継続して行うという考えだということでございます。

この体験セミナーの目的というのは、やはり実際の医療現場での体験、見学を通じての医療の仕事の理解を深め、将来、医療職を目指したいと考えている生徒の意欲を育もうというものでございます。この柏原赤十字病院では、丹波市と連携したセミナーを開催したようなんですけれども、要旨主旨にもありますように、将来の地域医療に携わる人材の育成につなげるための取り組みとしてとてもよいことだと思いますので、先ほど、実施の考えはないというお話ございましたけれども、ぜひ都や3市町との連携等で開催の実現を望むところでございます。もう一度、お話を伺います。

議長（橋本弘山君） 小口看護部長。

看護部長（小口明美君） 東京都では、もう昭和49年からこの1日看護体験を、主に中学生、高校生を対象にやっております。

先ほど説明させていただきました目的としては、看護への関心の理解と進路に役立てるということで、昨年度は東京都内の病院、介護老人施設213施設が参加しまして、中学生119名、高校生1,051名、社会人95名で模擬体験をしました。

東京都が行う場合は、やはり感染症ということを非常に気にしておりますので、ウイルスの抗体確認と、病院側が指導者になる人は東京都で保険をかけます。それを前提にして全国で、東京都だけではなくて全国でやって、看護師に興味のある方を1人でも受験させようという取り組みは、もう随分前からやっておりますので、この病院も平成13年の公立病院になるところから参加しております。やはり地域の高校生が看護大学、専門学校に入る前に体験をしたいということで、具体的な目的意識をもって体験されて、それを看護師、施設等々が支援をしていくという東京都の趣旨に沿ったもので参加をさせていただいております。

今後ともこれは続けていきたいと思っております。

以上です。

議長（橋本弘山君） 富永議員。

5 番（富永訓正君） わかりました。

そうすると、単純に見学会ということじゃなくて、実際に医療体験も含めた経験ができていて、以前から実施しているということで、今後とも引き続き子どもたちの学習という意味でも行っていただきたいというふうに思います。その辺、改めてひとつ。

議長（橋本弘山君） 小口看護部長。

看護部長（小口明美君） 感染症を調べて体験者が入ってくるということと保険に入るということは、実際に患者さんと話をしたり、簡単な足を、足浴というんですか、そういうことをして、患者さんにありがとうと言われることが非常にモチベーションにもつながるようです。やはりそのところをキーワードにして、1人でも多くの学生を看護職に導いていこうというふうな趣旨がありますものですから、医療機器等々に係るということは、非常に危ないものですから、直接ケアというところで患者さんと触れるというところを中心に東京都は考えております。

以上です。

5 番（富永訓正君） 以上で終わります。

議長（橋本弘山君） これをもちまして一般質問を終了いたします。

議長（橋本弘山君） 日程第4、議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

管理者（加藤育男君） 議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例案は、女性職員の母性健康管理の充実及び男性職員の育児参加の促進を図る必要があることから、これに対応した特別休暇制度を設けるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、細部につきましては、庶務課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 田中庶務課長。

庶務課長（田中繁生君） それでは、議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明いたします。

別添の議案資料の1ページ、議案第4号資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

今回の改正は、条例第15条に規定する職員の特別休暇の中の「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、「出産支援休暇」の次に「育児参加休暇」を追加するものであります。

詳細については、規則で規定することとしておりますが、それぞれの特別休暇の対象と付与日数等を申し上げますと、妊娠対応休暇は、つわり等の症状により勤務すること

が困難な場合に、今までの妊娠初期休暇では1回の妊娠について1回に限り、引き続き7日以内としておりましたが、2回まで、合計10日以内の休暇を付与しようとするものであります。

次に、育児参加休暇ですが、男性職員がその配偶者の出産の日の翌日から8週間までの期間内において、日もしくは1時間を単位として5日以内の特別休暇を付与しようとするものであります。

なお、当該出産とは別に小学校就学前の子どもがある場合には、配偶者の出産予定日の8週間前から取得することを可能とし、上の子の育児にも対応できる制度として、男性職員の育児参加を促進しようとするものであります。

以上で、議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の細部の説明とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。馳平議員。

4番（馳平耕三君） この条例が通過した場合、職員にはこれはどういうふうに、いつ説明する形を考えているのでしょうか。

議長（橋本弘山君） 田中庶務課長。

庶務課長（田中繁生君） 福生病院組合、公立福生病院内にサイボウズという院内のランがございまして、それなどを通じて職員に周知を図ってまいります。

議長（橋本弘山君） 馳平議員。

4番（馳平耕三君） 育児参加休暇はなかなか、言ってもなかなか取る人っていうのは羽村市の職員でも少ないわけですけども、これを説明するとき、結果的に何もなかったようなことも含めて伝えるつもりなのかどうか、お聞かせください。

議長（橋本弘山君） 田中庶務課長。

庶務課長（田中繁生君） やはり当院におきましても、今、育児休業というのがあるわけでございますけれども、やはり男性の育児休暇というのなかなか取りにくいという状況があるようでございます。ただ、当院でも過去に2例実績がございます。

そういったことも含めまして、それをさらに促進するという今回の改正でございますので、その暁には、十分その趣旨を職員に周知して促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（馳平耕三君） 結構です。

議長（橋本弘山君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） これをもって質疑を終了します。

これより議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号、福生病院組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の件を採決いたします。

議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本弘山君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長(橋本弘山君) しばらく休憩いたします。5分ほど休憩いたします。

開始時間は3時5分とさせていただきます。

午後2時59分 休憩

午後3時06分 再開

議長(橋本弘山君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について、並びに、日程第6、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定についての2件につきましては、関連がございますので一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(橋本弘山君) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について、並びに、日程第6、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定についての2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由及び内容の説明を求めます。加藤管理者。

管理者(加藤育男君) それでは、ただいま一括議題となりました議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について、並びに、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定についてご説明申し上げます。

最初に、議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第3項の規定により、資本剰余金の処分についての議決をいただき、欠損金の処理に充てようとするものでございます。

次は、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定についてでございます。

平成25年度の患者状況といたしまして、入院が延べ8万4,775人、前年度比1,553人、率にして1.8%の減でありまして、外来が延べ20万7,636人で、前年度比5,833人、率にして2.9%の増となっております。

次に、決算の概況といたしまして、収益的収入及び支出では、収入の病院事業収益が78億3,260万6,563円で、支出の病院事業費用が85億176万3,604円でありましたので、6億6,915万7,041円の純損失となっております。

資本的収入及び支出では、組織市町からの負担金・補助金を主なものとする収入が7億3,182万円で、企業債の償還を主なものとする支出が7億7,795万3,041円であり、

4,613万3,041円の不足分が生じておりますが、この不足分は損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

なお、細部につきましては、経理課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりご決定並びにご認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分について、細部につきましてご説明申し上げます。

資本剰余金は、東京都国民健康保険団体連合会から譲り受けた資産の評価額、建設改良の目的を持って交付された国庫補助金、都補助金、他会計補助金が帳簿上留保されております。平成25年度に廃棄処分した医療機器の帳簿上留保されております資本剰余金を地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決により処分させていただき、欠損金に充てさせていただくものでございます。

それでは、議案書の下段をご覧ください。こちらが平成25年度福生病院組合病院事業欠損金処理計算書でございます。

資本剰余金の当年度末残高は51億128万6,252円であり、議会の議決による処分額として427万1,027円を計上し、欠損金の補填とするものでございます。処分後の残高は、資本剰余金が50億9,701万5,225円、未処理欠損金が52億3,585万1,021円となるものでございます。

以上で、資本剰余金の処分についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業の決算について、お手元の決算書によりご説明申し上げますので、申し訳ございませんが、決算書をご用意いたします。

表紙をおめくりください。目次に記されているとおり、この決算書はローマ数字のからまで、決算報告書、財務諸表、事業報告書で構成されております。決算書は2ページから19ページまでで、そのうち、2ページから5ページまでが病院事業決算報告書、6ページから19ページまでが財務諸表、20ページ以降は付属資料の事業報告書でございます。

なお、地方公営企業法における経理処理は、決算報告書については消費税込み、財務諸表については消費税抜きとなっております。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入の第1款病院事業収益でございますが、決算額は78億3,260万6,563円で、予算対比4億2,168万3,437円の減、収入率94.9%でございます。対前年度では約1億7,590万円の増となりました。これは、患者の負担の少ない内視鏡下の術式を多く取り入れたことや、外来患者の増加が要因として考えられます。

備考欄の括弧内は仮受消費税で、検診事業、個室料、文書料などの自由診療分にかかる消費税でございます。

病院事業収益の内訳でございますが、第1項医業収益は、決算額65億1,013万1,278

円で、予算対比 4 億 4,795 万 5,722 円の減、収入率 93.6%でございます。

第 2 項医業外収益は、決算額 13 億 2,247 万 5,285 円で、予算対比 2,627 万 3,285 円の増、収入率 102%でございます。

第 3 項特別利益は、ゼロ円でございます。

続きまして、支出の第 1 款病院事業費用でございますが、決算額は 85 億 176 万 3,604 円で、不用額 1 億 7,670 万 2,396 円、執行率 98%でございます。対前年度では約 1 億 4,670 万円の増となりました。これは、職員増に伴う人件費、手術にかかる材料費、原油高の影響による光熱水費の増が要因として考えられます。備考欄の括弧内は仮払消費税で、材料費や医事、清掃、給食などの業務委託経費にかかる消費税でございます。

病院事業費用の内訳でございますが、第 1 項組合管理費は、決算額 156 万 9,482 円で、不用額 22 万 7,518 円、執行率 87.3%でございます。

第 2 項医業費用は、決算額 82 億 279 万 8,482 円で、不用額 1 億 7,343 万 7,518 円、執行率 97.9%でございます。不用額の主なものは、職員給与費でございます。

第 3 項医業外費用は、決算額 2 億 9,576 万 5,617 円で、不用額 1 万 4,383 円、執行率はおおむね 100%でございます。

第 4 項特別損失は、決算額 163 万 23 円で、不用額 17 万 4,977 円、執行率 90.3%でございます。

第 5 項予備費につきましては、決算額ゼロ円でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入の第 1 款資本的収入でございますが、決算額は 7 億 3,182 万円で、予算対比 33 万 3,000 円の増、収入率 100%でございます。対前年度では約 3 億 8,070 万円の減となりました。これは、企業債の元金償還額の減少に伴い都補助金、他会計補助金及び負担金の減額、並びに企業債を借り入れなかったことによるものでございます。

内訳でございますが、第 1 項企業債は、決算額ゼロ円でございます。

第 2 項他会計補助金は、決算額 2 億 7,242 万 3,000 円、収入率 100%でございます。これは組織市町からの企業債元金償還金に対する補助金でございます。

第 3 項都補助金は、決算額 1 億 7,674 万 7,000 円、収入率 100%でございます。これは東京都からの企業債元金償還金に対する補助金でございます。

第 4 項他会計負担金は、決算額 2 億 8,179 万円、収入率 100%でございます。これは組織市町からの企業債元金償還金に対する負担金でございます。

第 5 項看護師等貸付金返還金は、決算額ゼロ円でございます。

第 6 項固定資産売却収入は、決算額ゼロ円でございます。

第 7 項その他投資返還金は、医師及び看護師住宅の敷金の戻入金で、決算額 86 万円、予算対比 33 万 6,000 円の増、収入率 164.1%でございます。

続きまして、支出の第 1 款資本的支出は、決算額 7 億 7,795 万 3,041 円で、不用額 189 万 8,959 円、執行率 99.8%でございます。対前年度では約 3 億 3,870 万円の減となりました。これは、先ほどの収入でご説明しました企業債の元金償還額の減少などによるも

のでございます。

内訳でございますが、第1項建設改良費は、決算額4,497万8,430円で、不用額2万2,570円、執行率99.9%でございます。

第2項企業債償還金は、決算額7億3,262万5,611円、不用額389円、執行率はおおむね100%でございます。これは、新病院建設・医療器械整備に係る企業債の償還金でございます。

第3項看護師等貸付金は、決算額ゼロ円でございます。

第4項その他投資は、医師及び看護師住宅の敷金で、決算額34万9,000円、不用額187万5,000円、執行率15.7%でございます。

最後に、支出欄の枠外に、資本金収入額が資本金支出額に不足する額4,613万3,041円につきましては、損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、6ページの財務諸表をご覧ください。ここからは消費税抜きの金額表示となります。

まず、損益計算書でございますが、これは平成25年度の経営成績を明らかにするため、収入にあたる収益と支出にあたる費用を一つにまとめたものでございます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益、その他医業収益で、合計額は64億9,799万2,206円でございます。この医業収益から2-1組合管理費の合計156万1,912円と、2-2医業費用の合計額80億9,628万2,476円を差し引いたものが2-2医業費用の一番下の行、医業損失15億9,985万2,182円となっております。

次に、3の医業外収益は、受取利息及び配当金、組織市町からの他会計補助金及び負担金、国及び都の補助金などで、合計額は13億1,832万3,967円でございます。

次に、4の医業外費用は、支払利息、繰延勘定償却、雑損失などで、合計額は3億8,741万7,022円でございます。

3の医業外収益から4の医業外費用を差し引いたものが右隣にある9億3,090万6,945円で、これが医業外利益となり、先ほどの医業損失15億9,985万2,182円と相殺しますと、6ページの一番下の経常損失6億6,894万5,237円となっております。

次に、7ページをご覧ください。

特別利益はゼロ円でございます。

6の特別損失は163万23円で、過年度の不能欠損分を処理したものでございます。

当年度純損失は、6ページ下の経常損失に7ページの特別損失を加えたもので、6億7,057万5,260円となっております。これに前年度繰越欠損金45億6,954万6,788円を加えますと、当年度未処理欠損金は52億4,012万2,048円となります。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

この剰余金計算書は、資本金、剰余金が平成25年度にどのように変動したかを表したものでございます。

続きまして、10ページの欠損金処理計算書をご覧ください。内容は、先ほどの議案第5号と同様でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

貸借対照表でございます。これは財政状態を明確にするために、平成 25 年度末現在で、組合が保有しているすべての資産、負債、資本を表したものでございます。

まず、資産の部でございますが、1 の固定資産は、土地、建物、構築物などの有形固定資産で、合計 101 億 9,070 万 2,903 円でございます。

総合医療情報システムソフトウェアなどの無形固定資産は 102 万 200 円でございます。

医師及び看護師住宅の敷金である投資は 196 万 4,000 円でございます。

これらを合計した固定資産の合計は 101 億 9,368 万 7,103 円でございます。

次に、12 ページをお開きください。

2 の流動資産は、現金・預金、未収金、貯蔵品などで、合計 22 億 5,313 万 5,455 円でございます。この未収金は、2 か月遅れで入金されます診療報酬が主なものでございます。

1 の固定資産と 2 の流動資産に 3 の繰延勘定を加えた資産合計は、128 億 2,707 万 1,458 円となっております。

次に、負債の部でございますが、4 の流動負債は、未払金、その他流動負債で、合計 4 億 6,380 万 9,896 円でございます。この未払金は、年度末で会計を締めますことによる医薬品、貯蔵品、委託料などの未払い分、その他流動負債は所得税、住民税などの預り金でございます。

続きまして、資本の部でございます。

5 の資本金は、自己資本金と借入資本金で、東京都国民健康保険団体連合会からの引継資本である固有資本金、組織市町の負担金である繰入資本金、利益を源泉とする組入資本金からなる自己資本金は、28 億 4,296 万 8,374 円でございます。

次に、借入資本金は、企業債で 96 億 5,912 万 8,984 円となっており、先ほどの自己資本金を加えた資本金合計としては 125 億 209 万 7,358 円でございます。

13 ページをご覧ください。

6 の剰余金でございますが、資本剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金合計はマイナス 1 億 3,883 万 5,796 円で、これに資本金を加えた資本合計としては 123 億 6,326 万 1,562 円で、さらに負債の部を加えた負債資本合計は 128 億 2,707 万 1,458 円で、これは、最初に説明した資産合計と一致しております。

ここ数年、減価償却費が大きいため、損益計算書では累積欠損額が約 52 億円となっておりますが、貸借対照表においては、12 ページ右上の流動資産合計 22 億 5,313 万 5,455 円から 12 ページ右中段の流動負債合計 4 億 6,380 万 9,896 円を引くと、差額が 17 億 8,932 万 5,559 円となり、この金額が内部留保資金となっております。

なお、この内部留保資金は年々増えてきており、昨年の決算よりも約 2 億 7,600 万円のプラスとなっております。

次に、14 ページから 19 ページまでは財務諸表附属書類でございます。病院事業収支、固定資産や企業債の明細となっております。

続きまして、20 ページ以降は附属資料の事業報告書でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、平成 25 年度福生病院組合病院事業会計決算の説明とさせていただきます。
議長（橋本弘山君） 以上で説明は終わりました。

次に、平成 25 年度福生病院組合病院事業決算の監査報告を求めます。川邊代表監査委員。

監査委員（川邊慶之助君） 平成 25 年度福生病院組合病院事業決算監査の結果についてご報告申し上げます。

去る 8 月 25 日、公立福生病院 2 階大会議場において、谷監査委員とともに関係職員立会いのもと実施いたしました。

審査に当たり、管理者より提出された決算書について、適法な手続きにより作成され、事業の財政状況及び経営成績を適正に表示しているか、また、計数等に誤りがないか等を関係諸帳簿と照合した結果、決算書は法令に基づいて作成されており、計数等については正確であり、証書類の保管も適正であることを確認いたしました。

慢性的な医師、看護師の不足が続く中、腎臓病総合医療センターを開設し、長らく休止していた透析医療の再開を果たすことができました。

診療収益は、入院、外来とも前年度を上回りました。決算においては、病院事業収益は 78 億 1,631 万円、一方、病院事業費用は 84 億 8,689 万円となり、6 億 7,057 万円の純損失を計上しております。病院事業費用の中に多額の現金の支出を伴わない減価償却費等見積もり費用を 9 億 9,255 万円を計上したため、赤字となったものであります。

当年分の資金収支は、前年度と比較すると 2 億 2,690 万円の増加となっており、順調な経営を示す結果となっております。

今後は、常勤医師の確保、病床利用率の上昇に努めるとともに、安定した経営基盤の確立に向け、引き続き積極的な経営改善に取り組むことが求められます。

公立病院は、地域における基幹的な医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たすことにあります。当院の「信頼され親しまれる病院」という理念達成のため、今後も地域の中核病院として、良質な医療の継続的な提供ができる体制を構築することを期待いたします。

以上で、監査報告を終わります。

議長（橋本弘山君） 以上で、決算審査報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。尾作議員。

2 番（尾作武夫君） ただいま監査委員の方からの報告の中で、ページとしては 2 ページに記載されます。今後の常勤医師の確保、あるいは病床利用率の上昇に努める。そして安定した経営基盤の確立というふうな経営改善に積極的に取り組むというふうなお話がありました。日本の医療の現場は、大変深刻な状況下にあるかと思えます。OECD の加盟国を見ても、30 数か国の中でも、非常に最下位というような医師不足あるいは看護師不足ということで、隣の国の韓国と最下位をいっているという状況はご承知かと思えますけれども、今後、そういうふうな状況の中でさらに努力をされても、非常に医師不足という大きな課題に、これからも引き続き取り組まなければならないというふうに思っております。

そこで、これからの病院のあり方、それから、また、効率化、健全化というものの話
がございました。そこで、経営的なあるいは収益的な、あるいは患者サービスの向上と
いうことも大きな命題であります。常にそういうところから、効率化、健全化計画、こ
ういうものが、やはり今後、この病院については課された課題かというふうに思ってお
ります。今後、そういうふうな計画については、どういうふうな方針で臨まなければな
らないか、平成 25 年度決算の中で認識された内容をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（橋本弘山君） 諸角院長。

院長（諸角強英君） 病院の経営状況、入院患者さんを増やしてということと、それか
ら、目指す医療というものが必ずしも一致していないというのが我々の非常に悩みです。

というのは、入院患者さんをなるべく入院期間は患者さんのことを考えたり医療の向
上、あるいは職員の満足等を考えますと、入院期間を短くして、患者さんを早く元気に
してお返しするというのが医療の目標として非常に大切なんですけれども、そうすると、
病床稼働率は下がってきます。そこで、今、そこをどうするかというのが非常に悩みの
種。

例えば、外科で言いますと、純粹に外科医の立場から言うと、手術がたくさんあって
病棟はがらがらというのが外科医としては理想なわけです。それは医師にとっても患者
さんにとってもいいことです。けれども、じゃあ、それで経営はどうだということに
なると、決していいとは言えない。その辺の間をうまくコントロールしながら、この病
院を運営していかなければならない。ただ、どうしても病院の理念とか目標等を考える
と、どうしても目指す医療をやっていかないと、医師の確保という点でも福生病院を魅
力的に感じていただくためには、我々が考えているような理想的な医療をこれからもや
っていかねばならないだろうと。

ですから、それをやっていくうちにそういう医療と一緒にやりたいという仲間が増えて
くれれば、当然に医者も増えてくるというふうに思いますので、我々医師の立場とし
ては、まず医療の理想を求めて何とかやっていければなというふうに考えています。（「今
後の経営計画」と呼ぶ者あり）

今後のことについては、総務省の推奨する公立病院改革プランというのが、昨年度で
終了しましたので、今年度から院内で、特に職員全体の意見を募りまして、病院として
の方針を決めました。その方針の中で財務の改善という点も、単に患者さんの視点とい
うだけではなくて、財務の点ということからも業務改善を目指すということで、ちょう
どそういう計画を立てて、これからみんなでやっていこうということを考えているとこ
ろです。

議長（橋本弘山君） よろしいですか。尾作議員。

2 番（尾作武夫君） わかりました。計画と実行性と言うんですか、病院、自治体も一
丸となって目標に向かって努力していくというふうなお話も理解いたしました。

質問を終わります。

議長（橋本弘山君） ほかに質疑ありませんか。馳平議員。

4番（馳平耕三君） 2点お願いします。

まず、1点目は、決算書の15ページなんですけれども、給与費が決算レベルでいくと昨年と比べて約2億円ぐらい増えていると思うんですが、この増加は、医師が何人で幾らとか、細かな内訳、看護師が何人とか、それから、給与費増加率等の細かな内訳を教えてください。

その中でまた、当初予算と比べるとマイナスになっているんですけれども、当初予算と比べてマイナスになっている部分の、この方の人数、要らない部分だと思うんですけれども、何人途中から予算等変わってきたのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

もう1点は、3ページなんですけれども、直接この決算とは関係ないんですが、仮払消費税とか仮受消費税ってあるというので、消費税がこの病院に与える影響と言うのは非常に大きいだろうと思います。特に8%が10%になる中で、今後、消費税の部分というのはかなり支出というのは大きくなってくるんじゃないかなと思うんですけれども、8%となった中でどのぐらいの影響があるのか、10%になるとどのぐらいの影響があるのかという試算について教えていただきたいと思えます。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 1点目の予算、人件費の不用額の関係でございますが、予算積算人数では、医師は63人、医療技術者51人、看護師・助産師・准看護師は294人、事務は28人、技能が1人の計437人で予算は積算してございました。実際、途中で辞められたり、それで平成25年度末現在としましては、医師が59人、医療技術者が52人、看護師・助産師・准看護師が276人、事務が26人、技能が1人ということで、計414人となっております。

一応、予算を立てるときには、大体11月ぐらいの時期にこの予算の編成をします、人件費等も。来年の目標は、このぐらいの病床稼働率でやっていくためには、このぐらいの医師が必要、看護師が必要ということで人件費の方を積算しておりますが、途中で看護師さん等で結婚して退職されたりとか、そういうふうなことで途中で辞められる方もおられまして不用額が出ているという状況でございます。

あと、2点目の消費税の病院経営を圧迫する影響ということで、本来、消費税につきましては、通常、売り上げに係る消費税の仕入れと支出に係る消費税の差額を納付する形となります。ただ、病院事業につきましては、売り上げのほとんどが非課税ということとなっておりますので、その分が全く控除できないということで、消費税が8%から10%に上がった場合ということで、かなり経営には圧迫する要因となっております。ちょっと詳しい金額等につきましては、今この場では試算はしてございません。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 馳平議員。

4番（馳平耕三君） 1点目の方なんですけれども、基本的には人数の増減によるものだというふうに考えて、それぞれの、例えば、医師とか看護師とかの給与のアップとかダウンというのは、率にしてあったのかどうかというのを、まず1点目、お聞かせいた

だきたいと思います。前年度と比べてです。前年度決算と比べてあったのかどうか。どのくらいアップしたのか、どのくらい下がったのかというのがわかればお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目の消費税の影響なんですけれども、支出だけじゃなくて初診料の部分とかも含めて、収入の方でも増える部分というのはあるのかなというふうに思うんですが、それである程度は賄える範囲なのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（橋本弘山君） 田中庶務課長。

庶務課長（田中繁生君） まず、1点目の人件費の増減についてのご質問なんですけれども、やはり今回、例えば、人事院勧告で引き上げというふうな答申が出されましたけれども、昨年につきましては、まだ引き下げの段階でございまして、個々の給与については下がっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 消費税の関係でございますが、収入の面でも、再診料とかで消費税のアップ分があるというようなご質問ですけれども、確かに、本年度、診療報酬の改定がございました。消費税が5%から8%に上がる時点で、それを組み込んだ形で診療報酬の改定がございました。ただ、実際控除できない消費税の方が、診療報酬の単価自体が非課税でございますので、ほとんどが控除できない消費税がほとんどなので、病院経営にとっては大変圧迫する要因となります。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 馳平議員。

4番（馳平耕三君） 最後に、この年ぐらいから、民間の方は割と景気よくなってきていたと思うんですね。そういう面では、人事院の勧告で給与が下がったということになったときに、ほかの民間の方だと上がったりもすることもあったと思うので、その医師不足の一つの原因として、そういう給与の部分というのはあったんじゃないかなというふうに思ったりもするわけなんですけれども、そういう状況はなかったんでしょうか、最後にお聞かせください。

議長（橋本弘山君） 鈴木事務次長。

事務次長（鈴木昌行君） 医師不足に関しまして、給料と比例するという形は多分ないと思います。それよりも場所的な、福生という場所的な、地理的な問題が、福生地区に医師が来ないというような状況だと思います。

実際に、地域手当は、今、東京都で18%なんですけれども、うちの職員、医師だけは東京都と同じ18%と、医師だけ特別に上げておりますので、一般事務員、看護師よりも上げておりますので、そんな給料によって医師が来ないという面はないと思います。

ですから、先ほど申し上げましたが、大学から近い病院だと、ちょこっと大学からこちらの方に通うというのがあるんですが、どうしても中央線から青梅線に入るのが一番のネックではないかと思われま。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） ほかに質疑はありませんか。堀議員。

7番（堀 雄一郎君） まず、お伺いしたいんですけれども、21ページの事業報告書の方に、入院収益については増収となっておりますが、ということで、ここの説明のところで患者負担の少ない内視鏡下の術式を多く取り入れた、先ほど院長も少しお話ありましたが、ホームページで見ても、特に福生病院がこういった手術を取り入れてやっておりますということで、よくわかりやすいホームページになっていて、見させてもらっていたんですけれども、収益的には増えています、やはり少し病床稼働率が前年比下がったという点についてのお話もありましたが、これは要因というのは、ほかにあるのかどうかということについて、ちょっとどうしてなのかをお聞きしたいなと思います。

それから、27ページの救急診療患者数なんですけれども、前年度と比較しますと、合計は減っていて、もう少しよく見てみますと、救急車での搬送についてはほとんど変わりがありませんが、自力で来院は少し減っています。これは、病院の利用について、自力で来院が減ったのは、要するに、判断がきちんと、例えば、7119を利用しているからうまくいくようになったのか、むやみに来院しなくなったということでの判断でいいのか。また、救急車での搬送についても、変わりがないので、これについてはおおむね返答がなかったと思うんですけれども、その辺をどのように見られているのかということについてお聞きしたいと思います。

以上について、お伺いさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 鈴木事務次長。

事務次長（鈴木昌行君） それでは、1点目でございますが、入院単価が上がったという点でございます。これは、先ほど院長のお話にもございましたように、平均在院日数が短くなり、そうしますと診療点数、日数で割りますので、平均単価が上がります。そしてまた、今DPCという保険制度になっておりまして、DPC制度というのは、入院期間が短いほど点数が高く取れるシステムになっておりますので、やはり早く帰して稼働率が悪くなった方が平均単価は必然的に上がると考えられます。

2点目の、これだけは本当にうちの方も統計を取ったわけではないので、わからないんですが、自然減ではないかと思われま。結局、自力で来る人が本当に、先ほど議員さんがおっしゃった7119ですか、そちらのテレホンサービスへ電話するという方がふえたのかもしれませんが、それが増えたというような状況は、うちの病院としてはつかめておりませんので、あくまで自然減で地力が減ったのではないかと思われま。救急車の方は、若干ではございますが上昇しているようなので、多分、自然減ではないかと思われま。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） では、入院収益については、上がったということなんですけれども、やはり病床利用率を上げていくということについては、今後、いろいろ課題があると思いますが、例えば、救急車の受け入れを増やすことが直接的に病床利用率を上げ

ることにつながるのかもしれないと想像したりするんですけども、ICUのことについてちょっとお聞きしたことがあります。この決算から見て、まだそういった方向で入院患者を増やしていったり、あるいは救急の受け入れを伸ばしていったりという余地はまだあると考えていいのか、その点についてはどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

議長（橋本弘山君） 鈴木事務次長。

事務次長（鈴木昌行君） 救急の受け入れに関しては、今、救急車で来る患者の受入率向上を計りまして、断らないような態勢を院長が中心になって取っております。やはり救急から入院に結びつくのが一番早いと思いますので、それを取り入れている次第でございます。

それとあと、ICUの件も出ましたけれども、ICUにはどうしても施設基準というのがございまして、この4月の診療報酬の改定でちょっと変更理由がございまして、今まで2段階であったのが今度4段階のICUの評価になりまして、その上の高い点数の1万3,000点ですか、その点数は、常時医師が2名以上と臨床工学士、俗に言うMEが院内に常駐していなければいけないということは、当直体制を取らなくてはいけないということになりますと、うちの場合、E5名ほどなので、ちょっとその体制がきつということ、それはちょっと難しいのかなとは思っておりますが、3の施設基準に関しては、今までと同じような状態なので、医師が1名院内に常時いればよろしいということなので、それに関しては院長が医局会等で説明しておりますので、このICUの3の施設基準には、ゆくゆくは取りにいけるかと思えます。ただ、1と2については、ちょっとこの病院では無理だと思います。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一朗君） わかりました。救急の受入患者数、できるだけ受け入れられるようにという努力をされているということも、お聞きしてわかりました。また、ICUのことについても、取り組みを強めていらっしゃるということもわかりました。

水曜、木曜日の小児初期救急って言うんですかね、受け入れを夜間して下さるようになっていと思うんですけども、この辺の数字というのは、自力で来院に入っているのかということと、その数値的なものはこの平成25年度にはどのくらいあったのかについてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（橋本弘山君） 鈴木事務次長。

事務次長（鈴木昌行君） 今、手元にちょっと資料がないもので、人数的なものはちょっとわからないんですが、1日平均3人ぐらいですね。ですから、月に大体10日ございますので、30人ぐらいと思っていただければと思います。ただ、これから12月にかけてと、もう少し増えるのではないかなとは思っております。

搬送は、やはり救急車で来る方は余りいないんですね。やはり自力で来る方が多いようでございます。

以上でございます。

議長（橋本弘山君） 堀議員。

7番（堀 雄一郎君） では、その辺についてはまた今度お伺いしたいと思いますので、ありがとうございました。

ホームページ等の広報のご案内について、議員としてということもあって時々確認させていただいているんですけども、比較的よく努力いただいているようにも感じていますので、今後ともご努力を続けていただけたらと思います。

議長（橋本弘山君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございませんので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号、平成25年度福生病院組合病院事業資本剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（橋本弘山君） 次に、議案第6号、平成25年度福生病院組合病院事業決算の認定についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

しばらく休憩いたします。

午後3時56分 休憩

午後3時58分 再開

議長（橋本弘山君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第7、議案第7号、平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。加藤管理者。

管理者（加藤育男君） 議案第7号、平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本案は、公立福生病院医療器械等更新計画に伴い、医療器械購入費を増額する必要が生じたことから、収益的収入及び支出の支出、及び資本的収入及び支出の収入及び支出を増額するものであります。

なお、細部につきましては、経理課長から説明させますので、よろしくご審議を賜りまして原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 山内経理課長。

経理課長（山内一寿君） 議案第7号、平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算（第1号）の細部につきましてご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします内容でございますが、先ほどの全員協議会でご説明した公立福生病院医療器械等の更新計画に基づき、今年度更新したい総合医療情報システムの更新費用及びその財源、また、同システムの更新に伴う雑損失が生じるため福生病院組合病院事業会計を補正するものでございます。

それでは、お手元の補正予算書の1ページ、2ページをご覧ください。

第1条から第6条までが議決をいただくところでございます。

4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の実施計画でございます。

次に、5ページは、平成26年度福生病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

次に、6ページ、7ページは、平成26年度病院事業の予定貸借対照表でございます。

8ページは、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の実施計画説明書でございます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページにお戻り願います。

第1条は、総則でございます。

第2条ですが、予算第2条第4号とありますのは、業務の予定量の主要な建設改良事業のうち、医療器械購入費を定めたものであります。医療器械購入費既決予定額5,000万円に補正予定額1億6,840万5,000円を加え、2億1,840万5,000円と改めるものでございます。

第3条及び第4条は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額を定めたものです。詳細につきましては、実施計画によりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の支出、第3項医業外費用、第4目雑損失の既決予定額7,579万9,000円に補正予定額1,247万5,000円を加え、8,827万4,000円としようとするものでございます。これは、システム更新に伴う控除対象外消費税を雑損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入、第1項企業債、第1目企業債の既決予定額1,000万円に補正予定額1億6,839万9,000円を加え、1億6,840万円としようとするものでございます。これは、システム更新に伴う財源として企業債を借り入れるものでございます。

次に、支出の第1項建設改良費、第2目医療器械購入費の既決予定額5,000万円に補正予定額1億6,840万5,000円を加え、2億1,840万5,000円としようとするものでござ

ざいます。これは、総合医療情報システム更新に伴う費用でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。

第5条は予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第5条を新たに定めるものでございます。内容は、企業債の起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

第6条は、既決予算に第11条を追加するもので、今回更新するシステムの中で2,000万円以上のシステムを重要な資産の取得として定めるものでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

議長（橋本弘山君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第7号、平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号、平成26年度福生病院組合病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（橋本弘山君） 次に、日程第8、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。杉山行男議員。

副議長（杉山行男君） 議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本提案でございます議会会議規則の一部改正につきましては、議会運営に係ることでございますので、議員提案となりました。このため、福生病院組合議会会議規則第13条の規定により、福生病院組合議長に提出者として、私杉山と、賛成者といたしまして、馳平耕三議員並びに尾作武夫議員の連名により、地方自治法の改正に伴い福生病院組合議会会議規則の一部を改正する必要があるため、この案を提出いたします。

内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、地方自治法第115条の2第1項で公聴会の開催、同条第2項で参考人からの意見聴取に関する規定が新たに追加され、従来同条で規定していた普通地方公共団体の議会が議案に対して発議する修正動議に関する規定が第115条の3に条ずれとなりました。そのため、この条文を引用する福生病院組合議会会議規則第16条を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、別添の議案資料の2ページ、議員提出議案第1号資料の新旧対照表をご覧ください。

第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上をもちまして、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の説明といたします。よろしくご審議を賜りまして、原案のとおりにご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（橋本弘山君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の討論に入ります。

本件についての討論の申し出はございません。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第1号、福生病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（橋本弘山君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（橋本弘山君） 以上で、本定例議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成26年第2回福生病院組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

福生病院組合議会議長

福生病院組合議会議員

福生病院組合議会議員